

委員意見とその他修正箇所	修正案（新） — 追加 --- 変更	R5.1.30 時点（旧）								
<p>①修正箇所 第 1 章 はじめに 5.目標年次</p>	<p>■本編 p3（概要版 p1）目標年次を以下のとおり変更し、上位計画との関係を時間軸で表現した図を追加</p> <p>5.目標年次 目標年次は、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画マスタープランの目標年次を踏まえ、2040 年度とします。</p>	<p>5.目標年次 目標年次は、概ね20 年後の都市の姿を展望し、2045年度とします。</p>								
<p>②修正箇所 第 2 章 現状と課題 1. 都市の現状 (1) 人口 ①人口の推移</p>	<p>■本編 p4（概要版 p1）人口の推移に関する文章を以下のとおり修正変更し、参考として堺市基本計画 2025 における将来推計人口を追加</p> <p>①人口の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口は今後も減少し、国立社会保障・人口問題研究所によると 2040 年時点では約 73.4 万人と推計されています。年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、2040 年には高齢化率が約 34%に達する見込みです。 ●本市の独自推計では、人口は 2040 年では約 71.3 万人、2050 年時点で約 65.6 万人に減少する見込みです。 	<p>・将来人口は今後減少する見込みで、2045 年には約 70.7 万人に減少する見込みとなっています。年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、2045 年に高齢化率は約 36%に達する見込みとなっています。</p>								
<p>③修正箇所 第 5 章 誘導施設及び都市機能誘導区域 4.誘導施設及び都市機能誘導区域 (1) 都心</p>	<p>■本編 p41（概要版 p5）都心に以下のとおり立地が望ましい施設及び機能誘導の考え方を追加</p> <p>(1) 都心</p> <p><誘導施設></p> <table border="1" data-bbox="744 1266 1828 1667"> <thead> <tr> <th>立地適正化計画制度に基づく誘導施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）</td> </tr> <tr> <th>立地が望ましい施設</th> </tr> <tr> <td>○商業施設（隣接駅以遠からも来訪があるもの） ○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○文化施設（図書館機能を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>・都市機能が集積する堺東駅・堺駅周辺、軸となる大小路筋・大道筋の沿道、堺旧港や環濠周辺の水辺空間など、それぞれの市街地環境に応じた機能誘導をめざす</p>	立地適正化計画制度に基づく誘導施設	○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）	立地が望ましい施設	○商業施設（隣接駅以遠からも来訪があるもの） ○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○文化施設（図書館機能を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設	<p><誘導施設></p> <table border="1" data-bbox="1893 1266 2709 1577"> <thead> <tr> <th>立地適正化計画制度に基づく誘導施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）</td> </tr> <tr> <th>立地が望ましい施設</th> </tr> <tr> <td>○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設</td> </tr> </tbody> </table>	立地適正化計画制度に基づく誘導施設	○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）	立地が望ましい施設	○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設
立地適正化計画制度に基づく誘導施設										
○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）										
立地が望ましい施設										
○商業施設（隣接駅以遠からも来訪があるもの） ○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○文化施設（図書館機能を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設										
立地適正化計画制度に基づく誘導施設										
○子育て支援施設（保健センター） ○文化施設（芸術文化ホール） ○行政施設（市役所）										
立地が望ましい施設										
○商業・業務施設（低層部に交流・滞在空間を備えたもの） ○公共的空間（憩い・賑わい・交流の創出に寄与するもの） ○生活に身近な施設										

④委員意見
光明池駅周辺の区域において、和泉市が都市機能誘導区域を設定している。一つの駅前拠点形成する地域として立地適正化の考え方は共有すべきではないか。

■本編 p52 (概要版 p7) 第 5 章 誘導施設及び都市機能誘導区域 駅前拠点④光明池駅に以下のとおり誘導施設及び都市機能誘導区域を追加

④光明池駅
<誘導施設>

立地適正化計画制度に基づく誘導施設	
○文化施設 (図書館)	
立地が望ましい施設	
○母子医療に関する機能を持つ施設 [*] 、商業施設 (施設の床面積の合計が 1 万㎡を超えるもの) [*]	
○生活に身近な施設	

^{*}和泉市域において都市機能誘導区域が設定されており、これらの施設は誘導施設として設定されている。

<都市機能誘導区域>
光明池駅周辺の商業地域及び南図書館美木多分館を含む下図の範囲とする。

■本編 p51 (概要版 p7) 第 5 章 誘導施設及び都市機能誘導区域 駅前拠点③榎・美木多駅に以下のとおり誘導施設を追加

③榎・美木多駅
<誘導施設>

立地適正化計画制度に基づく誘導施設	
○子育て支援施設 (保健センター)	○文化施設 (文化会館)
○文化施設 (図書館)	○行政施設 (区役所)
立地が望ましい施設	
○生活に身近な施設	

④光明池
<誘導施設>

立地が望ましい施設
○和泉市域において、都市機能誘導区域が設定され、母子医療に関する機能を持つ施設や商業施設 (施設の床面積の合計が 1 万㎡を超えるもの) が誘導施設として設定されている。
○生活に身近な施設

<都市機能誘導区域>
都市機能誘導区域の設定なし。なお、和泉市域において都市機能誘導区域が設定されている。

③榎・美木多
<誘導施設>

立地適正化計画制度に基づく誘導施設	
○子育て支援施設 (保健センター)	○文化施設 (文化会館)
○行政施設 (区役所)	
立地が望ましい施設	
○生活に身近な施設	

⑤委員意見
七道駅周辺において、商業施設など誘導施設としていくのはよいと思うが、そこにある工業、工場が移転しなければいけないことにならないように、現状を把握しながらやっていただきたい。

■本編 p47、p50、p53 (概要版 p6、p7、p8) 第 5 章 誘導施設及び都市機能誘導区域 地域拠点

③鳳、駅前拠点②津久野駅、⑤七道駅に以下のとおり機能誘導の考え方を追加

・当該区域の工業系用途地域においては、地域特性に応じた住工の共存をめざす

<p>⑥修正箇所</p> <p>第7章 誘導施策 (1)本市の存在感向上に向けた堺ならではの拠点の形成</p> <p><都市拠点> ①泉ヶ丘</p>	<p>■本編 p79 (概要版 p10) 泉ヶ丘都市拠点に以下のとおり誘導施策を追加</p> <p>○先端技術やデータを活用したスマートシティを推進することで、多様な世代の健康増進や便利で快適な移動環境の構築などを進め、地域内外の人々の交流により賑わいが創出される拠点の形成を図ります。</p>												
<p>⑦修正箇所</p> <p>第9章 計画の進行管理 1.目標値の設定</p>	<p>■本編 p85～p87 (概要版 p11) 第9章 計画の進行管理 1.目標値の設定を以下の通り追加・修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値は目標年次である2040年及び中間値として2030年における値に修正 ・各指標について、指標設定の考え方を文章化 ・誘導施設に関する指標を追加 ・主なモニタリング項目を追加 												
<p>⑧委員意見</p> <p>駅前拠点も含めて、まちづくりを誘導していける指標の設定があるといいのではないか。もっと高い目標設定、あるいはきめ細かな目標設定がありえるのではないか。</p>	<p>1.目標値の設定</p> <p>本計画に位置づける施策の有効性を客観的かつ定量的に評価するための指標を設定します。目標値は目標年次である2040年及び達成状況を確認するための中間値として2030年における値を設定します。また、指標の達成状況を多面的に分析・評価するため、主なモニタリング項目を設定します。</p> <p>なお、誘導方針4「安全な暮らしを維持する市街地の形成」に関しては、評価・見直し時に防災指針における具体的な取組の実施状況や市域における自然災害による被害状況を把握することとします。</p>	<p>1.定量的な目標値</p> <p>立地適正化計画に基づく居住促進、都市機能誘導等に関する施策の進捗状況を客観的かつ定量的に把握し、その評価を踏まえた計画や施策の見直し等に資するため、評価指標を定めます。</p> <p>評価指標及び目標値は、立地適正化計画の方針(ターゲット)と誘導方針(ストーリー)に基づき次のように設定します。</p> <p>なお、誘導方針4「安全な暮らしを維持する市街地の形成」に関しては、概ね5年ごとの評価・見直し時に、防災指針における具体的な取組について実施状況を把握することとします。</p>											
<p>⑨委員意見</p> <p>誘導施設について、何らかの目標値の設定が考えられないか。現状維持、少なくとも現状値以上は言えるのではないか。</p>	<p>■評価指標とモニタリング項目</p> <p>(1)居住誘導区域の人口密度</p> <p>本市の将来人口は、2040年に73.4万人となり、2015(平成27)年の83.9万人の約87%に減少すると見込まれています。市内各地域の人口密度も人口と同様に低下することが見込まれ、各地域における生活利便性やコミュニティの持続的な確保がより困難になると懸念されます。本市では、このような人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活利便性やコミュニティが持続可能な都市の実現に向けて、居住誘導区域では、将来推計人口から算出した人口密度(2030年では81.7人/ha、2040年では75.9人/ha)を上回ることをめざします。</p>	<p>(2)居住誘導区域の人口密度</p> <table border="1" data-bbox="1923 1346 2733 1524"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域の人口密度</td> <td>87.2人/ha (2015年)</td> <td>73.3人/ha以上 (2045年推計値)</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	基準値	目標値	居住誘導区域の人口密度	87.2人/ha (2015年)	73.3人/ha以上 (2045年推計値)					
評価指標	基準値	目標値											
居住誘導区域の人口密度	87.2人/ha (2015年)	73.3人/ha以上 (2045年推計値)											
<p>⑩委員意見</p> <p>評価指標について、年齢構成も一定必要ではないか。人口密度に加えて人口構成などもお考えください。</p>	<table border="1" data-bbox="744 1619 1843 1822"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価指標<1></th> <th>現況値</th> <th colspan="2">目標値</th> </tr> <tr> <th>2015(平成27)年</th> <th>(中間)2030年</th> <th>2040年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域の人口密度</td> <td>87人/ha</td> <td>84人/ha</td> <td>78人/ha</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標<1>	現況値	目標値		2015(平成27)年	(中間)2030年	2040年	居住誘導区域の人口密度	87人/ha	84人/ha	78人/ha	<p>誘導方針2 地域特性に応じた暮らしの魅力向上による居住誘導 につながる指標</p> <p>(評価指標の設定理由)</p> <p>・居住誘導区域の人口密度を維持することにより利便性の高い暮らしの実現につながり、方針に掲げる居住地としての魅力向上による人口の定着・居住誘導の達成状況を評価する。</p>
評価指標<1>	現況値		目標値										
	2015(平成27)年	(中間)2030年	2040年										
居住誘導区域の人口密度	87人/ha	84人/ha	78人/ha										

(現況値の算出方法) 2015(平成27)年の国勢調査値から居住誘導区域内の人口を推計し、居住誘導区域面積で除して算出。

【モニタリング項目】

人口の推移の内訳について「市全域及び各区の人口動態、人口構成、人口密度」を、また居住誘導区域の人口流動について「総人口に対する居住誘導区域の人口の割合」と「居住誘導区域外における住宅の建築行為等の届出件数」を主なモニタリング項目として把握する。

(2) 都心、都市拠点における駅の乗降客数

本市の都心、都市拠点における駅の乗降客数は、2019(令和元)年度は26.3万人/日、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020(令和2)年度は前年度比約8割の21.0万人/日となっています。今後は、感染症の影響からは回復に向かう一方、人口減少の影響に加え、テレワークの普及などライフスタイル変化による公共交通の利用機会の減少も想定されます。このような社会状況の変化を踏まえ、堺の個性を活かした魅力と賑わいのある拠点形成や、拠点へアクセスしやすい環境の形成を図ることで、都心、都市拠点における駅の乗降客数を将来推計人口から算出した数値を上回ることをめざします。

評価指標<2>	現況値	目標値	
	2019(令和元)年度	(中間)2030年度	2040年度
都心、都市拠点における駅の乗降客数	26.3万人/日	25.7万人/日	24.7万人/日

(現況値の算出方法) 2020(令和2)年度以降の乗降客数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた特異値であることから、2019(令和元)年度における南海本線堺駅、南海高野線堺東駅、南海高野線中百舌鳥駅、泉北高速鉄道中百舌鳥駅、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅の1日平均乗降客数(他線への乗継人員を含まない)及びOsakaMetro御堂筋線なかもず駅の終日乗降客数(他線への乗継人員を含む)を集計。

(目標値の考え方) 社会状況の変化を踏まえ、2030年度では2019(令和元)年度の約97%にあたる25.7万人/日以上、2040年度では2019(令和元)年度の約94%にあたる24.7万人/日以上を想定。

【モニタリング項目】

本市内の働く場や就業者の推移について「昼夜間人口比率」と「事業所数、従業者数」を主なモニタリング項目として把握する。

(基準値の算出方法)

・2015年の国勢調査値から居住誘導区域内の人口を抽出し、居住誘導区域面積で除して算出。

(目標値の設定の考え方)

・居住誘導区域への居住誘導により、一定の人口密度を確保する。

(1) 都心、都市拠点における駅の乗降客数

評価指標	基準値	目標値
都心、都市拠点における駅の乗降客数	210,032人/日 (2020年度)	基準値以上

誘導方針1 堺の個性を活かした魅力と賑わいのある拠点形成(つながる指標)

(評価指標の設定理由)

・本市の広域的な役割を担う拠点である、都心や都市拠点を訪れる来街者が利用する鉄道の乗降客数が維持されることで、方針に掲げる堺ならではの拠点形成の達成状況を評価する。

(基準値の算出方法)

・南海本線堺駅、南海高野線堺東駅、南海高野線中百舌鳥駅、泉北高速鉄道中百舌鳥駅、泉北高速鉄道泉ヶ丘駅の1日平均乗降客数(他線への乗継人員を含まない)及びOsakaMetro御堂筋線なかもず駅の終日乗降客数(他線への乗継人員を含む)を集計。

(目標値の設定の考え方)

・現状の乗降客数を維持する。

(3) 都市機能誘導区域内の立地適正化計画制度に基づく誘導施設の立地数

本市では、市役所・図書館・病院など個性や魅力を活かした拠点を形成するうえで核となる施設を立地適正化計画制度に基づく誘導施設とし、都市機能誘導区域内に 31 件の誘導施設が立地しています。今後も、より一層の多様なライフスタイルに対応できる都市機能の充実や公民連携による暮らしやすい地域の実現に向けて、都市機能誘導区域内の誘導施設の立地数が現状を上回ることをめざします。

評価指標<3>	現況値	目標値	
	2022(令和4)年	(中間)2030年	2040年
都市機能誘導区域内の立地適正化計画制度に基づく誘導施設の立地数	31件	32件	32件

(現況値の算出方法) 都市機能誘導区域内の立地適正化計画制度に基づく誘導施設の立地数を集計。

【モニタリング項目】

誘導すべき都市機能の立地状況について「拠点周辺の生活に身近な都市機能の充足状況」と「都市機能誘導区域外における誘導施設の建築行為等の届出件数」を主なモニタリング項目として把握する。

(4) 市全域の公共交通人口カバー率

本市では、鉄軌道、バス路線、デマンド型の乗合タクシーにより市街地の広がり合わせた公共交通ネットワークが形成されており、市全域の公共交通の沿線徒歩圏でカバーされる人口の割合(公共交通人口カバー率)は約 97%です(2018(平成30)年時点)。今後、人口減少や人口構成の変化に対応できる持続可能な集約型都市構造の形成を一層進めていく中で、拠点へアクセスしやすい環境が持続的に確保される都市の実現に向けて、公共交通ネットワークの機能強化や維持確保、それを支える都市計画道路の整備や道路ネットワークの維持充実により、公共交通人口カバー率を維持することをめざします。

評価指標<4>	現況値	目標値	
	2018(平成30)年度	(中間)2030年度	2040年度
市全域の公共交通人口カバー率	97%	97%	97%

(現況値の算出方法) 2018(平成30)年時点の駅・停留所からの徒歩圏(鉄道駅から800m圏、阪堺線・路線バス・乗合タクシーの停留所から300m圏に含まれる範囲)の人口を2015(平成27)年の国勢調査値から集計し、総人口で除して算出。

(目標値の考え方) この目標値は2024(令和6)年度策定予定の堺市地域公共交通計画において新たな目標値等が示された場合は、必要に応じて見直す。

【モニタリング項目】

公共交通の利用実態について「公共交通利用者数(鉄軌道・路線バス・乗合タクシー)」を、また居住誘導区域の利便性について「居住誘導区域における公共交通カバー圏の面積割合」を主なモニタリング項目として把握する。

(3) 居住誘導区域の公共交通カバー率

評価指標	基準値	目標値
居住誘導区域の公共交通カバー率	95.5% (令和4年12月時点)	基準値以上

誘導方針3 拠点へアクセスしやすい環境の形成(につながる指標)

(評価指標の設定理由)

・人口の定着・誘導を図る居住誘導区域において、公共交通の沿線徒歩圏のカバー状況を把握することで、方針で掲げる拠点へアクセスしやすい環境の形成の達成状況を評価する。

(基準値の算出方法)

・居住誘導区域内の駅・停留所からの徒歩圏(鉄道駅から800m圏、阪堺線・路線バス・乗合タクシーの停留所から300m圏に含まれる範囲)の面積を居住誘導区域の面積※で除して算出。

※居住誘導区域内に点在する土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、保安林は、面積が微小であるため居住誘導区域の面積に含めていない。

(目標値の設定の考え方)

・公共交通を利用できる環境を維持する。